

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年10月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和7年1月19日 09時10分頃
発生場所	福岡県宗像市勝島南西方沖 神湊港北防波堤灯台から真方位 279° 1.2 海里 (M) 付近 (概位 北緯 33° 51.5' 東経 130° 27.7')
インシデントの概要	プレジャーボートだいごろう丸は、漂泊中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年4月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>プレジャーボート だいごろう丸、総トン数なし（長さ 2.75m） 第290-66010号（船舶検査済票の番号）、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力 3.68 kW、回転数毎分 4,500、1気筒、ボア 59 mm、使用燃料ガソリン、機関製造年 月日不詳、令和元年10月進水</p>
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、新たに購入した船外機の慣らし運転を行う目的で、福岡県福津市勝浦漁港付近の砂浜を出発した。</p> <p>本船は、移動と漂泊を繰り返し、船長は、次の移動を行う目的で、船外機を始動させようとして始動用ロープに結び付けたプラスチック製のスターターハンドルを引いたところ、結び目がほどけて同ハンドルから同ロープが外れ、同ロープが船外機内のロープリールに巻き取られた。</p> <p>船長は、船外機が始動できなくなったので 118番通報して救助を要請した。</p> <p>海上保安庁は、水難救済会に出動を依頼し、本船は、来援した救助艇により宗像市神湊漁港へえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後、スターターハンドルと始動用ロープの結び目が緩んでほどけたことを認め、結び直して船外機が正常に始動できることを確認した。</p> <p>船長は、船外機を購入後、始動用ロープを引きやすくなるようスターターハンドルを大きなものに自身で交換した際、同ハンドルと同ロープを結び直していた。</p>

分析	<p>本船は、漂泊中、船長が船外機を始動しようとスターターハンドルを引いた際、同ハンドルから始動用ロープが外れ、同ロープが船外機内のロープリールに巻き取られたことから、船外機の始動ができなくなり運航不能となったものと考えられる。</p> <p>スターターハンドルから始動用ロープが外れたのは、船長が、同ハンドルを大きなものに交換した際、同ハンドルと同ロープをしっかりと結んでいなかったことから、結び目が緩んでほどけたことによるものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、船長が、スターターハンドルを交換した際、始動用ロープを同ハンドルにしっかりと結んでいなかったため、本船が漂泊中、船長が船外機を始動しようと同ハンドルを引いた際、同ハンドルから同ロープが外れ、ロープリールに巻き取られて船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船外機を取り扱う小型船舶の船長は、スターターハンドルと始動用ロープとの結び目がほどけないよう確実に結ぶこと。また、船外機を始動する際、同ハンドルと同ロープとの結び目に不具合がないか確認すること。</li> </ul>